

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

1 施設 の 名 称 静岡市用宗漁港施設（用宗フィッシャリーナ）

2 指定管理者の名称 清水漁業協同組合

3 指 定 期 間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

4 選定の経緯

（1）非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

オ その他、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

【該当理由】

漁港におけるプレジャーボートの放置艇対策として、漁船とプレジャーボートの利用調整や分離収容をすることで漁港利用の秩序を保持し、漁業生産活動の円滑化を図る目的で整備された施設である。

清水漁業協同組合は、用宗漁港を拠点として漁業活動に必要な環境を全面的に整備し、漁業者との利用調整を図ることができる唯一の団体であるため。

イ 募 集 期 間 令和6年10月25日～令和6年11月25日

ウ 募集対象団体 清水漁業協同組合

（2）審査方法

ア 審査の種類

（ア）書 類 審 査 令和6年12月2日

（イ）プレゼンテーション 令和6年12月2日

イ 審査委員会

委員長 大村 博（農林水産統括監）

委 員 太田 伸二（農林水産部長）

〃 畠山 広明（水産振興課長）

〃 松村 隆年（市民委員）

〃 杉山 浩久（市民委員）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

（3）審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

（ア）名 称 清水漁業協同組合

（イ）点 数 83.4点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）

（ウ）指定管理料提示額 31,795千円

イ 総 評（選定の理由等）

・施設の設置目的に沿った理念・方針が示されており、市の提示した仕様書を十分に理解した事業計画が示されている。また、実際に漁業生産活動に支障がないよう港内・海面利用における漁業者及び利用者との情報共有や調整を円滑に行うことができる団体であること。

・平成18年度から当施設の指定管理を行っており、長年の経験に基づく施設運営は十分な実績があり、今年度の総合評価結果もA評価と高い評価であること。

・財務諸表等の状況も適正であり、安定した施設運営が期待できること。

（4）指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

（5）市議会の議決 令和7年3月6日

（6）指 定 令和7年3月6日

（7）公 告 令和7年3月14日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市用宗漁港施設（用宗フィッシャリーナ）

基本項目	審査項目	比重①	評価 ②	点数 ① × ②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【二五点】	①施設の運営方針が明確に示されているか。	× 1		
	②施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業計画が盛り込まれているか。	× 2		
	③市が提示した仕様書と適合しているか。	× 1		
	④住民の利用について公平性が確保されているか。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。【二五点】	①市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	②必要な収入、経費がすべて計上されており各経費の積算は適正か。	× 1		
	③市民ニーズの把握及び運営への反映策が示されているか。	× 2		
	④市民サービスの向上のための方策が示されているか。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【四〇点】	①当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	②定款等に定められた団体として業務の内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。	× 1		
	③管理に必要な人員及び資格等を必要とする人員が確保されているか。	× 1		
	④第三者に業務を委託する場合における、業者選定手続き及び業務の指導、管理の体制は適切か。	× 1		
	⑤事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 2		
	⑥個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			

管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【一〇点】	①財務諸表等の状況は適正か。	× 1		
	②過去数年間における利益または損失の状況は適正か（損失が続いてないか）。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (7 0 %)	合計点数	【意 見 欄】
1 0 0 点	7 0 点	点	